

## 別紙

### 関東東山病害虫研究会 会則改正 改正箇所に下線

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p><b>第5条</b> 本会の会員は<u>正会員（個人）</u>，<u>正会員（学生）</u>，特別会員，賛助会員，購読会員からなる。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人，特別会員は本会の発展に多大の功績があった会員で会長の推薦を経て総会で承認された個人，賛助会員は本会の趣旨に賛同し所定の賛助会費を納入する団体又は個人，購読会員は会報購読のため入会した団体又は機関とする。</p> <p><b>第6条</b> 会員は会報の配布を受ける。<u>正会員（個人）</u>，<u>正会員（学生）</u>及び特別会員は会報への投稿，本会の行う研究発表会，講演会などへの研究発表，本会の運営に関する意見具申を行うことができる。</p> <p><b>第7条</b> 特別会員を除く各種会員は会費を納入しなければならない。会費の年額は評議員会で審議し，総会の決議によって定める。すでに納入した会費は返却しない。</p> <p>(略)</p> <p>(1991年2月8日，1995年1月25日，1999年1月14日，2016年4月1日，2022年4月1日，2023年4月1日，2024年2月29日，<u>2025年4月1日</u>一部改正，施行)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第5条</b> 本会の会員は<u>正会員</u>，特別会員，賛助会員，購読会員からなる。正会員は本会の趣旨に賛同して入会した個人，特別会員は本会の発展に多大の功績があった会員で会長の推薦を経て総会で承認された個人，賛助会員は本会の趣旨に賛同し所定の賛助会費を納入する団体又は個人，購読会員は会報購読のため入会した団体又は機関とする。</p> <p><b>第6条</b> 会員は会報の配布を受ける。<u>正会員</u>及び<u>特別会員</u>は会報への投稿，本会の行う研究発表会，講演会などへの研究発表，本会の運営に関する意見具申を行うことができる。</p> <p><b>第7条</b> 特別会員を除く各種会員は会費を納入しなければならない。会費の年額は評議員会で審議し，総会の決議によって定める。<u>会費は前納するものとし</u>，すでに納入した会費は返却しない。</p> <p>(略)</p> <p>(1991年2月8日，1995年1月25日，1999年1月14日，2016年4月1日，2022年4月1日，2023年4月1日，2024年2月29日 一部改正，施行)</p>

改定後	改正前
<u>正会員（個人） 4,500 円</u>	<u>正会員 2,500 円</u>
<u>正会員（学生） 2,500 円</u>	
<u>購読会員 4,500 円</u>	<u>購読会員 3,000 円</u>
賛助会員 30,000 円	賛助会員 30,000 円